

奈良県教育委員会告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、次のとおり指定技能教育施設における連携科目等の指定を解除するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年五月二十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

美芸学園高等専修学校（大和高田市大字大中一七六番地）

二 指定を解除する連携科目等

連携措置に係る科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

生活産業基礎

生活産業基礎

課題研究

課題研究

服飾文化

服飾文化

ファッション造形基礎

ファッション造形基礎

ファッション造形

ファッション造形

ファッションデザイン

ファッションデザイン

フードデザイン

フードデザイン

三 解除年月日

令和三年六月三十日